

東京地方裁判所民事第36部合議B2係 御中

スカイマーク整備士・猪又隆厚さんの  
くも膜下出血死に労災認定の判決を

夜間勤務は、良質な睡眠が奪われ心身に多大な負荷をかけ、血管の修復機会をも奪っています。加えて航空機整備士は、多くの人命にかかわる重要な業務のため強い精神的緊張を強いられます。当時のスカイマーク社は、整備士の資格者不足が深刻で、夜間駐機数に対し極めて少ない確認主任者の配置でした。一般作業員も経験の浅い人がほとんどで確認主任者であった猪又さんは、あり余る作業量を必死にこなしていました。

過労死認定で残業時間を問題にするのならば、まともな睡眠も取れず疲労を蓄積する夜勤労働者にも考慮が必要です。猪又さんの業務内容は、「脳・心臓疾患の労災認定基準」の負荷要因がすべてあてはまります。

本件裁判で求めているのは、被災者遺族の救済に留まらず、残業時間の少ない交代勤務者が認定の土台にも上らない現状を打破し、長時間夜勤の規制や仮眠制度の確立で勤務を改善し第二の猪又さんを出さないことです。交代勤務者の過労死の防止に繋げていくために、本件を労災と認定する判決を強く要請いたします。

<私のひとこと>

住所：

氏名：

はがき表面：

〒1440043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

航空労組連絡会 気付

猪又労災裁判を勝利させる会 御中